

平成29年度 事務事業振返りシート (平成28年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報						
事務事業コード	0106010103010101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部		
				担当課	農業委員会事務局	
政策名	03	活力ある産業のまちづくり		担当課長	内田 大作	
施策名	01	農・林・水産業の振興		グループ	振興グループ	
基本事業名	01	農林漁業経営体への支援		内線番号	3502	
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 26 年度～ ) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )		
	款	06 農林水産業費		根拠法令・条例等 農業委員会等に関する法律、農地法、経営基盤強化法等		
	項	01 農業費				
	目	01 農業委員会費				
評価区分	標準評価	評価対象	2次評価	関連計画	特になし	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

農業委員会運営事業は、農業委員の活動に関する事務が主なものとなっている。  
 <農業委員の構成> 37名(選挙委員:30名、選任委員:7名) 選任は(農協1名、かごしま中部農業共済組合1名、土地改良区1名、議会推薦4名)の計7名。  
 <農業委員任期> 平成27年5月1日～平成30年4月30日までの3年間  
 <農業委員報酬> 月額(会長:79,600円、会長代理:60,700円、委員:50,600円)  
 <主な活動内容>  
 ・農地法に基づく業務(農地法3・4・5条申請の許可、農地の利用状況調査、農地所有適格法人の要件確認と指導、遊休農地の所有者への対応)  
 ・農業経営基盤強化促進法に基づく業務(基本構想に対する意見、農用地利用集積計画の決定、担い手等に対する利用権設定等の促進)  
 ・農業振興地域整備法に基づく業務(農業振興地域整備計画に対する意見)  
 ・その他業務(農業経営及び農民生活に関する調査・研究、農業者年金制度の普及、農業及び農民に関する情報提供)等

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア	定例総会、専門部会、現地調査の開催	回数	37	36	36	36	37
イ							
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 農業委員	委員数	人	37	37	37	37	19
イ 申請	農地法に基づく申請件数	件	1,841	1,650	1,742	1,700	1,700
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 円滑な活動を行なってもらう	農業委員活動日数	日数	884	900	879	900	900
イ 適正に処理される	農業委員が処理した申請件数	件	1,841	1,650	1,742	1,700	1,700
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 経営体質が強化される	認定農業者数	戸	293	315	284	315	
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等  
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成21年度の農地法改正により、年に1回の農地利用状況調査が義務化された。農業委員会の審議・活動の「見える化」を推進するため、総会議事録及び委員活動の積極的な情報発信・公表が義務化された。農地利用状況調査を通じた農地利用監視活動の徹底と遊休農地の発生防止・解消対策の推進が義務化された。平成28年4月の改正農業委員会法の施行に伴い対応が必要である。(主な内容は、農業委員の選出方法の改正、農業委員定数の削減、農地利用最適化推進員の新設、農地利用の最適化の推進等)

4. 事業費の推移

		単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	43	32	32	32
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	131	102	102	116
		一般財源	千円	25,338	24,889	25,446	25,880
		事業費	千円	25,512	25,023	25,580	27,732
投入量							

5. 平成28年度の実績及び成果

(1) 平成28年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成28年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
定例総会12回、現地調査12回 農地・振興専門部会12回、運営委員会1回 認定農業者との意見交換会 5回 <農地法関係事務処理(申請)件数> 農地法3条 158件、農地法4条 77件、農地法5条 323件 農用地除外用途区分変更等 53件、農地利用変更届 18件 経営基盤強化法(所有権移転 19件、利用権設定 1022件) 事業計画変更 12件、買受適格証明 5件、農地あっせん 55件	総会の審議経緯や結果は、議事録を作成しホームページへ公表することで、許可判断の透明性と公平性が確保された。 農地専門部会は、農地法申請に基づく現地調査の報告や許可基準の内容等について協議を行い、許認可に係る適正な判断を行った。 振興専門部会は、農地中間管理事業及び農業委員会等に関する法律の一部改正等について説明を行った。 認定農業者との意見交換を行い、耕作放棄地の対策や利用権設定等について協議を行い、地域の実情を踏まえた意見の交換を行った。 平成29年度から農業委員会定例総会・専門部会関係事務を統合する。

事務事業コード	0106010103010101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input type="checkbox"/> 結びついている <input checked="" type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農業委員が地域での円滑な活動を行うことにより、間接的に農業者の経営体質の強化に結びつく。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法及び農業委員会法に基づき農業委員会が実施すべき法令業務であることから、市が本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	各農業委員の担当地域内において、農地の適正利用の監視活動を行うことで活動日数は向上する。また、遊休化している農地については、指導を行い、耕作者を探すなどの活動を行うことで、利用権設定等の申請件数も向上する。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	農業委員は、地方自治法第180条の5において普通地方公共団体に置かなければならない委員会である。また、農業委員会等に関する法律第3条において設置が義務づけられ、同法第6条の所掌事務を実施しなければならないため廃止はできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合 農業委員会定例総会・専門部会関係事務 本事務は、農業委員会運営事業で行う目的や事業内容が同じであり、農業委員会定例総会・専門部会関係事務を本事業へ統合できる。
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	農地法等申請に基づく許認可業務を行う委員に対して支払われる報酬及び総会・現地調査資料代のほか、委員の知識向上のための書籍等、各種協議会への負担金が主な事業費であり、これ以上の削減の余地はない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	議案作成等における職員の業務時間については、農地台帳システムの活用により事務の効率化を図っているが、法改正に伴う事務が増加しているため、これ以上の削減の余地はない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農業委員会は専属的な権限により法令業務を行っているため、許認可に係る審査等については、法の許可基準を遵守し判断しており、公平性が確保されている。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善・統合					
(1)事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○				○		
(2)平成29年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度統合事業(農業委員会定例総会・専門部会関係事務を統合する。)</li> <li>・平成28年4月施行の改正農業委員会法に基づき、条例整備、委員の募集・選任等により新体制の農業委員会を目指す。(農業委員は、これまでの公選制から市長の任命制となることから、公募、推薦等の考え方を整理し、その準備を進める。農地利用最適化推進員は改正法により新設されるが、公募する人数等の考え方を整理し、その準備をすすめる。また、農地利用最適化推進員の報酬等については、固定給に加え実績に応じた歩合給の考え方が示されているため、活動内容を十分に検討する。)</li> <li>・農地の利用状況調査について、新たな体制における調査方法等を協議し、その準備をすすめる。</li> <li>・主な経費：報酬、旅費、消耗品費等</li> </ul>						
(3)平成30年度の方向性(具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年5月1日改正農業委員会法に適合した新体制の農業委員会に移行する。農業委員と農地利用最適化推進委員により、農地利用の最適化を推進する。(農地利用の最適化：①担い手への農地の利用集積②遊休農地の発生防止・解消③新規就農者や新規参入の促進)</li> </ul>						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局	農林水産部	川東 千尋		
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○				○		
(2)総評	もともと予算執行についても同じであったため統合については特に問題はない。						



平成29年度 事務事業振返りシート (平成28年度 実施事業の振返り)

<b>1. 基本情報</b>		<b>事務事業コード</b>	0100010103010102	<b>事務事業名</b>	農業委員会定例総会・専門部会関係事務	<b>担当部</b>	
<b>政策名</b>	03	活力ある産業のまちづくり		<b>担当課</b>	農業委員会事務局	<b>担当課長</b>	内田 大作
<b>施策名</b>	01	農・林・水産業の振興		<b>グループ</b>	振興グループ	<b>内線番号</b>	3502
<b>基本事業名</b>	01	農林漁業経営体への支援		<b>事業期間</b>	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 32 年度～ ) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )		
<b>予算科目</b>	会計	一般会計		<b>事業期間</b>	<small>根拠法令・条例等</small> 農業委員会等に関する法律、霧島市農業委員会会議規則等		
	款	06 農林水産業費					
	項	01 農業費					
	目	01 農業委員会費		<b>関連計画</b>	特になし		
<b>評価区分</b>	標準評価	<b>評価対象</b>	2次評価	<b>関連計画</b>	特になし		

**2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>**

**(1) 事務事業の概要** (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

本事業は、農業委員会の定例総会、専門部会等に係る事務である。  
 ・定例総会…毎月1回開催し、申請された内容を審査し許可等を決定する。  
 (審査する申請等) 農地法3・4・5条、農用地除外・用途区分変更、農地利用変更、基盤強化法(所有権移転・利用権設定)、事業計画変更、買受適格証明、農地あつせん、非農地の決定など。  
 ・専門部会…専門部会は、農地専門部会と振興専門部会があり、毎月1回、総会前に開催する。  
 農地専門部会は、農地法・農地制度の許可基準の研修や各種申請に係る懸案事項の協議などを行う。  
 振興専門部会は、農政関係事業内容の説明や農家への情報提供内容の協議などを行う。  
 ・特別委員会(現地調査)…特別委員会は、委員3人を一組とし、2～3班編成し申請に係る農地の状況等の確認を行う。  
 ・運営委員会は委員会の運営等についての協議、あつせん会議は、農地あつせん案件についての協議を行う。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 定例総会の開催(1回/月)	回	12	12	12	12	12
イ 専門部会の開催(1回/月)	回	12	12	12	12	12
ウ						

**(2) 事務事業の目的**

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 農地	市内の農地面積(農林水産省 公表数値)	ha	6,044	6,044	5,864	6,092	6,092
イ							
ウ							

  

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 有効利用される	所有権移転(農地法第3条許可)	件	191	200	158	200	200
イ 有効利用される	農地利用集積(農地の流動化)	件	1,091	1,000	1,041	1,000	1,000
ウ							

**(3) 上位の基本事業**

⑥ 基本事業の意図 (さらにとどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 経営体質が強化される	認定農業者数	人	293	315	284	315	
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 <small>(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)</small>	4. 事業費の推移		単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)
	平成21年4月に農地法第3・4・5条について県から権限移譲を受け、申請から許可までの期間を短縮するとともに、同年12月より農地取得の下限面積を市全域20aに定め、農地の有効利用を図った。平成21年の農地法改正により、農業委員会の審議・活動の「見える化」を推進するため総会議事録及び委員活動の積極的な情報発信・公表が義務化された。また、年1回の農地利用状況調査も義務化された。平成28年4月の改正農業委員会法の施行に伴い対応が必要である。	事業費 投入量	国庫支出金 千円	0	0	0	0	0
県支出金 千円			0	0	0	0	0	
地方債 千円			0	0	0	0	0	
その他 千円			0	0	0	0	0	
一般財源 千円			802	1,090	881	0	0	
事業費 千円			802	1,090	881	0	0	

**5. 平成28年度の実績及び成果**

(1) 平成28年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成28年度の実績(取組)による成果を記載>
定例総会12回、運営委員会1回、現地調査 12回 農地・振興専門部会12回、認定農業者との意見交換会5回  <農地法関係事務処理(申請)件数> 農地法3条 158件、農地法4条 77件、農地法5条 323件 農用地除外用途区分変更等 53件、農地利用変更届 18件 経営基盤強化法(所有権移転 19件、利用権設定 1,022件) 事業計画変更 12件、買受適格証明 5件、農地あつせん 55件  <農地利用状況調査> 1号遊休農地1,696筆 162ha	平成29年度より農業委員会運営事業に統合する。

事務事業コード	0106010103010102	事務事業名	農業委員会定例総会・専門部会関係事務	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由	
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農地が有効利用されることは、農地の流動化や耕作放棄地の未然防止が図られ規模拡大等経営の安定・強化と経営体質の強化に結びつく。	
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法及び農業委員会法に基づき農業委員会が実施すべき法令業務であることから、市が本事業を行うことは妥当である。	
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	農地中間管理機構の中間管理権が増加することで、担い手へ農地が集約され有効利用されるため向上余地はある。また、農地の適正利用を図ることを目的に農地法が改正されたことから、遊休化した農地の把握ができ、遊休化の解消ができた農地については、利用の促進が見込まれる。	
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	農業委員は、地方自治法第180条の5において普通地方公共団体に置かなければならない委員会である。また、農業委員会等に関する法律第3条において設置が義務づけられ、同法第6条の所掌事務を実施しなければならないため廃止はできない。	
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	<table border="1"> <tr> <td>類似事業がある場合の事務事業名等</td> <td>農業委員会運営事業</td> </tr> </table> <p>本事業は、農業委員会運営事業の目的と活動内容が同様であることから、農業委員会運営事業と統合し、平成29年度より本事業は廃止する。</p>	類似事業がある場合の事務事業名等
類似事業がある場合の事務事業名等	農業委員会運営事業		
C 効率性	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	定例総会及び専門部会は、月に1回開催され、専門部会後に定例会を開催するなど、効率的な手法により実施していることから、削減の余地はない。	
	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	議案作成等における職員の業務時間については、農地台帳システムの活用により事務の効率化を図っているが、法改正に伴う事務が増加しているため、これ以上の削減の余地はない。	
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農業委員会は専属的な権限により法令業務を行っているため、許認可に係る審査等については、法の許可基準を遵守し判断しており、公平性が確保されている。	

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善・統合					
(1)事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)平成29年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)							
(3)平成30年度の方向性(具体的な取組)							

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							○



1. 基本情報							
事務事業コード	0100010103010104	事務事業名	農業者年金事務	担当部			
				担当課	農業委員会事務局		
政策名	03	活力ある産業のまちづくり		担当課長	内田 大作		
施策名	01	農・林・水産業の振興		グループ	振興グループ		
基本事業名	01	農林漁業経営体への支援		内線番号	3502		
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 45 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )			
	款	06 農林水産業費		根拠法令・条例等	独立行政法人農業者年金法		
	項	01 農業費					
	目	01 農業委員会費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

**(1) 事務事業の概要** (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と、農業者の確保に資することを目的とする公的年金制度であり、事業の主なもの、加入推進のリーフレット印刷や現況届け等通信運搬費、年金受給者会の育成補助金となっている。  
 ・農業者年金に関する主な事務は、受給方法等の相談、経営移譲年金・特例給付金の適正な支給確保、死亡による支給停止事務、支給台帳管理、現況届受理等。  
 ・農業者年金受給者会については、現在6つの組織があり、農業者年金受給者会相互の融和や親睦、地域農業の向上を目的に組織されている。また、各会の事務は、農業委員会事務局及び各総合支所産業建設課 産業振興グループの担当職員が行っている。  
 ・農業者年金受給者会の内訳 (国分・溝辺・横川牧園・霧島・隼人・福山の6つの受給者会) ※横川と牧園は統合。平成29年度に国分・隼人は統合の見込み。  
 <補助金交付申請者>:霧島市年金受給者協議会 <補助金交付額>:300,000円  
 ・加入推進については、農業委員の中から各地区の農業者年金加入推進部長7名を選出し、新規就農者や担い手等に対し、制度の普及活動及び加入推進を図っている。

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア	年金の勧誘活動日数	日	14	84	14	84	84
イ	年金受給者協議会の活動日数	日	10	10	13	10	10
ウ	研修会開催数	日	8	8	8	8	8

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 加入推進対象者で未加入者	加入推進対象者数	人	173	173	173	173	173
イ 農業者年金待機者(60歳～64歳)	年金受給待機者数	人	190	190	194	180	180
ウ 農業者年金受給者会会員	会員数	人	466	435	435	450	450

  

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 農業者年金に加入される	農業者年金への新規加入者	人	0	5	4	5	5
イ 会員相互の融和が図られ安定した老後生活が送れる	年金受給者会の会員数	人	466	450	435	450	450
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 経営体質が強化される	認定農業者数	人	293	315	284	315	
イ							
ウ							

**3. 事務事業の環境変化・市民意見等**  
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

農業者年金制度は、農業者もサラリーマン並みの老後の安定及び福祉の向上を目的に、昭和45年から国民年金の上乗せ年金として創設された公的な政策年金制度であった。しかし、受給者に比べて加入者が減少したことにより年金財政が悪化したことから、平成13年に抜本改革が行われ、加入者、受給者に左右されにくい安定した積立方式の新制度に移行された。加入対象者からは加入条件や支給額等制度内容についての問合せがあるが、現在の農業所得では加入しにくい、掛金をもっと安くできないかとの声がある。

4. 事業費の推移		単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	832	679	679	708
		一般財源	千円	0	297	179	187
	事業費	千円	832	976	858	895	
投入量							

5. 平成28年度の実績及び成果

(1) 平成28年度の実績 (取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成28年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の老後生活の安定を図るため、農業者年金の制度の周知を行った。また、受給者会員相互の親睦と融和を図るため、受給者会の総会等を実施した。</li> <li>農業者年金受給事務処理 (死亡届、未支給請求等 45件、現況届 197件)</li> <li>各農業者年金受給者会総会の開催 7回</li> <li>合同地区別会議(さつま町)への参加者 5人</li> <li>農業者年金加入推進部長(7人)の活動回数 延べ62回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国分・隼人、溝辺、横川牧園、霧島、福山の6地区において農業者年金受給者総会を開催し、会員相互の融和と親睦が深まった。</li> <li>年金受給者と加入推進部長で合同地区別会議へ出席し、年金制度の現状を理解するとともに、制度の仕組みとその必要性について勉強することができた。</li> </ul>

事務事業コード	0106010103010104	事務事業名	農業者年金事務	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農業者年金の未加入者が農業者年金に加入されることは、安定した老後生活を送れるため、経営体質の強化に結びついている。また、農業者年金待機者や受給者会会員が会員相互の融和を図り安定した老後生活を送ることは、経営体質の強化に結びつく。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務事業であり、市が窓口業務として本事業を行なうことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	本制度の普及推進活動を行なうことで、加入者の増加は見込まれ向上余地はある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務であり、廃止も休止もできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	事業費は年金基金からの受託金で運営されており、年金制度の周知と受給者の現況届け等の事務に係る事業費のみであり削減はできない。また、年金受給者会への育成補助金は、受給者相互の親睦を図るための経費で、本事業費が削減されることで、相互の融和・親睦を図る機会がなくなることから削減はできない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	職員の事務は、書類の確認審査や年金基金への書類提出及び新規加入促進事務、経営移譲年金受給者予定者への指導などが主な事務であり、必要最小限の事務を行っていることから、これ以上の人件費の削減はできない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	本制度は要件を満たす農業従事者が加入の対象者であり、公的年金制度により農業での生活を専門的に行なう農家等に対し広く制度の普及推進を行なっているため公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1)事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成29年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者年金制度の加入促進を図るため、担い手農家等に対し「農業者年金加入推進啓発リーフレット」を配布する。</li> <li>年金受給者の相互の親睦を図ることを目的とし、農業者年金育成補助金を交付し、総会等の開催により相互の融和を深めてもらう。また、後継者等に対し、年金加入の大切さを伝えてもらう。</li> <li>年金受給待機者に対し、受給後の年金受給者会への入会を呼びかける。</li> <li>年金制度等を勉強するため、年金受給者及び農業者年金推進部長へ呼びかけ、合同地区別会議へ参加する。</li> <li>農業者年金受給者会組織では会員数の減少等により、横川、牧園地区に続き、国分、隼人地区の統合を見込んでいる。</li> </ul>						
(3)平成30年度の方向性(具体的な取組)	これまでと同様、農業者年金制度への加入推進を進めるとともに、年金受給者会へ育成補助金を交付し、相互の親睦と融和を図るための総会や合同地区別会議へ参加し、制度内容の知識を深めてもらう。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							



平成29年度 事務事業振返りシート (平成28年度 実施事業の振返り)

<b>1. 基本情報</b>							
事務事業コード	0106010103010105	事務事業名	機構集積支援事業	担当部			
政策名	03	活力ある産業のまちづくり		担当課	農業委員会事務局		
施策名	01	農・林・水産業の振興		担当課長	内田 大作		
基本事業名	01	農林漁業経営体への支援		グループ	農地グループ		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 22 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )		
	款	06 農林水産業費			根拠法令・条例等	農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律	
	項	01 農業費					
	目	01 農業委員会費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

**2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>**

**(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)**

本事業は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策による農地の有効利用を推進するため次の事業を行う。  
 ・農業委員による農地全筆の利用状況調査(1号遊休農地と2号遊休農地の2つの区分に分ける)  
 ※1号遊休農地(過去1年以上農作物の作付け等がされていない農地)、2号遊休農地(適切に管理されていない低利用の農地)  
 ・1号遊休農地の所有者等に指導通知、2号遊休農地の所有者等に意向調査を行う。  
 指導通知は、農地を自ら耕作するよう指導する通知。  
 意向調査は、農地を自ら耕作できない場合、借り手・買い手等を捜してもらいたいかなど意向を確認する通知。  
 ・意向調査の結果に基づき、農地中間管理機構との協議や貸借・売買希望者の農地のあつせんを行う。  
 ・農家台帳システムの整備を行うため、意向調査の情報入力や固定資産税課税台帳及び住民基本台帳との突合を行う。  
 ・農地ナビに対応したデータ整備を行い、インターネットにおける農地の情報提供を行う。

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア	利用状況調査日数	日	90	70	90	90	90
イ	指導通知・意向調査数	件	578	600	3,326	3,326	3,326
ウ							

**(2) 事務事業の目的**

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア 市内の農地面積	農地面積	ha	6,092	6,092	5,864	5,864	5,864
イ 遊休農地	1号・2号遊休農地の面積	ha	1,215	1,200	803	778	753
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 有効利用される	耕作面積	ha	6,010	6,010	5,960	5,960	5,960
イ 解消される	遊休農地が解消された農地	ha	20	25	176	25	25
ウ							

**(3) 上位の基本事業**

⑥ 基本事業の意図 (さらにとどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア 経営体質が強化される	認定農業者数	人	293	315	284	315	
イ							
ウ							

**3. 事務事業の環境変化・市民意見等**  
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成21年の農地法改正により、年に1回の農地利用状況調査が義務化され、市町村が実施する耕作放棄地全体調査と農業委員会が実施する利用状況調査のデータを照合するなど両調査と連携して行うこととなった。耕作放棄地全体調査の区分判断は、緑(簡易な作業で営農再開可)、黄(基盤整備等により営農再開可)、赤(農地としての利用が不可能な土地)とされたが、平成24年12月に調査要領が改正され、区分判断が、A分類(緑と黄)とB分類(赤)の2通りに簡素化された。平成26年より、利用状況調査の区分が1号遊休農地と2号遊休農地となった。

**4. 事業費の推移**

事業費	単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (計画)
国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
県支出金	千円	2,941	3,547	3,703	3,683	1,255
地方債	千円	0	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0	0
一般財源	千円	58	62	172	85	124
事業費	千円	2,999	3,609	3,875	3,768	1,379

**5. 平成28年度の実績及び成果**

(1) 平成28年度の実績 (取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成28年度の実績 (取組) による成果を記載 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<農地利用状況調査> ・調査時期:平成28年 6月～8月 ・調査延べ人員:1,477人 ・調査対象面積:6,044ha ・調査対象筆数:59,912 筆 <農地利用意向調査> 調査対象者:3,326 人 調査筆数 :4,828筆 調査面積 :4,604,903㎡	<遊休農地所有者からの回答内容> ・農地中間管理機構希望 462筆 431,114㎡ ・農業委員会希望 153筆 162,101㎡ ・権利移転希望 89筆 89,964㎡ ・耕作・保全管理 489筆 514,505㎡ ・その他 104筆 103,642㎡ 合計 1,297筆 1,301,326㎡

事務事業コード	0106010103010105	事務事業名	機構集積支援事業	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	市内の農地が有効利用され、また、遊休農地が解消されることは、経営体質が強化されることに結びつく。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ 税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	平成21年12月の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地利用状況について調査を行うこと、その所有者に対し、農地の農業上の利用の意向について調査を行うことが義務化されたため、市が行うことは妥当である。
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	本事業を行うことで、農地の利用状況の把握と遊休化する農地への指導が可能となり、遊休化する農地の歯止めにつながるため事業実施による成果向上余地はある。
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	本事業は平成21年度の農地法の改正により、農業委員会の新たな役割として、農地一筆ごとの利用の状況を把握する「利用状況調査」を毎年実施することが義務付けられた。法に定められた調査であり、廃止・休止することで、遊休農地の解消に支障が生じる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等 【参考:昨年度の内容】 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査は、農政畜産課が行う調査で要綱に基づく調査である。農地利用状況調査は、農地法に定められた調査として農業委員会が行う調査である。農地利用状況調査に基づくデータは、荒廃農地調査にも活用されるが、利用状況調査が農地法に基づく調査のため統合はできない。
	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ 補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	主な経費は、利用状況調査を円滑に行うために必要な地図システムの更新作業や調査図面等の作成に係る経費、農業委員による現地調査に係る経費等であり、必要最小限の費用で実施しているため、これ以上の削減余地はない。
C 効率性	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ 職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	農地利用状況調査は、市内全域の農地を対象としており、調査後の入力作業については、職員が独自の入力システムを開発するなど、効率よく入力作業ができる環境を作っている。また、臨時職員を1名雇用しているが、入力期間中は、専属的に入力作業を行うなど、職員の入力に係る時間外勤務の抑制にも取り組んでいるため、これ以上の削減はできない。
	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法改正により、従来の耕作者主義から農地の有効利用促進へと方針が転換され、農地所有者等に適正かつ効率的な利用の確保が義務付けられた。また、農業委員会へは、全農地を対象とした利用状況調査が義務化され、この調査対象を管内全ての農地及び所有者等としているため公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1)事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成29年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	・平成28年度農林水産省経営局農地政策課長通知「遊休農地に関する措置の計画的な実施について」で実施手順が示されたこと、利用状況調査、利用意向調査などの遊休農地に関する措置を計画的に実施しなければならない。 (1)利用状況調査:8月頃【留意点】27年までは、実施時期が示されていなかったが、28年からは8月頃に全農地を対象に実施する必要がある。 (2)利用意向調査:11月末までに調査書を発出(回答期限は翌年1月末までに設定)【留意点】27年は、移行措置として調査書の発出期限が28年2月までとされていたが、28年からは11月末までに発出する必要がある。 (3)農地中間管理機構との協議勧告:11月末まで【留意点】27年までは、実施時期が示されていなかったが、固定資産税の遊休農地に対する課税強化を踏まえ、28年からは11月末までに実施する必要がある。 (4)措置の県への報告:12月末まで【留意点】(1)～(3)を実施しなければ期限までに報告できないので、各措置を計画的に実施する必要がある。						
(3)平成30年度の方向性(具体的な取組)	・利用状況調査等29年度と同様に期限までに計画的に実施する必要がある。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

